

○火薬類取締法施行細則

火薬類取締法施行細則

昭和48年9月21日

規則第72号

改正 平成21年3月31日規則第31号

火薬類取締法施行細則をここに公布する。

火薬類取締法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、火薬類取締法（昭和25年法律第149号。以下「法」という。）の実施のため火薬類取締法施行令（昭和25年政令第323号）及び火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(火薬庫外貯蔵)

第2条 省令第15条の表の貯蔵する者等の区分(1)から(4)までに掲げる者としての適用を受けようとする者は、火薬庫外貯蔵場所指示願書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 貯蔵する場所の構造及び設備の説明書
- (2) 貯蔵する場所が他人の所有又は占有に係る場合にあっては、その者の承諾書
- (3) 貯蔵する場所を中心として半径50メートルに至る範囲の見取図
- (4) 貯蔵場所の案内図

一部改正〔平成21年規則31号〕

(火薬庫外貯蔵場所の検査等)

第3条 省令第15条に規定する知事の指示を受けた場所に火薬類を貯蔵しようとする者は、火薬庫外貯蔵場所につき知事の検査を受け、当該場所が省令に定める技術上の基準に適合していると認められた後でなければ、これを使用してはならない。

2 知事は、前項の検査に合格した者に対し、検査証（第2号様式）を交付するものとする。

一部改正〔平成21年規則31号〕

(完成検査の手続)

第4条 法第15条の規定により火薬類製造施設又は火薬庫について知事の完成検査を受けようとする者は、完成届書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

追加〔平成21年規則31号〕

(届出等)

第5条 火薬庫の所有者又は占有者は、当該火薬庫における火薬類の貯蔵を6ヶ月以上休止しようとするときは、火薬庫休止届（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

2 法第16条第2項の規定による火薬庫の用途の廃止の届出は、火薬庫廃止届書（第5号様式）によるものとする。

3 火薬庫における火薬類の貯蔵を6ヶ月以上休止した者は、当該火薬庫の使用を開始しようとするときは、火薬庫使用開始届（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成21年規則31号〕

(許可証の再交付)

第6条 法第17条第8項の規定による譲渡許可証又は譲受許可証の再交付を受けようとする者は、火薬類譲渡（受）許可証再交付申請書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成21年規則31号〕

(輸入の許可申請)

第7条 省令第46条の火薬類輸入許可申請書には、輸入火薬類成分（構造）書（第8号様式）を添えなければならない。

一部改正〔平成21年規則31号〕

(取扱所の届出)

第8条 省令第52条第1項の規定により火薬類取扱所を設けようとする者は、火薬類取扱所設置届(第9号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 火薬類取扱所の設備及び構造を記載した書類
 - (2) 火薬類取扱所を中心とした半径300メートルに至る範囲の見取図
- 一部改正〔平成21年規則31号〕

(坑道式発破の届出)

第9条 省令第54条の2に規定する坑道式発破をしようとする者は、坑道式発破届(第10号様式)に、次の各号に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 坑道式発破の場所及びその附近の地形及び岩質、使用する火薬類の種類及び数量並びに坑道の埋戻し等を記載した坑道式発破計画書
 - (2) 危険予防の方法について詳細に記載した書類
 - (3) 坑道式発破の薬室の周囲から1,000メートルに至る範囲の見取図
- 一部改正〔平成21年規則31号〕

(保安教育計画の認可申請)

第10条 法第29条第1項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定により保安教育計画の認可又は同計画の変更の認可を受けようとする者は、火薬類保安教育認可申請書(第11号様式)に火薬類保安教育計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

一部改正〔平成21年規則31号〕

(消費者の指定)

第11条 知事は、法第29条第4項の規定により保安教育計画を定めるべき消費者として指定したときは、火薬類保安教育計画指定書(第12号様式)をその者に交付するものとする。

2 知事は、法第29条第4項の規定による消費者としての指定を取り消したときは、火薬類保安教育計画取消通知書(第13号様式)をその者に交付するものとする。

一部改正〔平成21年規則31号〕

(保安責任者及び副保安責任者の届出)

第12条 法第30条第3項及び法第33条第2項の規定による製造保安責任者若しくは製造副保安責任者、取扱保安責任者若しくは取扱副保安責任者又は製造保安責任者若しくは取扱保安責任者の代理者の選任又は解任の届出は、火薬類製造(取扱)保安責任者選任(解任)届書(第14号様式)に免状の写しを添えてしなければならない。ただし、解任の場合は、この限りでない。

一部改正〔平成21年規則31号〕

(報告)

第13条 政令第16条第1項及び法第42条の規定により製造業者若しくは販売業者又は火薬庫の所有者若しくは占有者若しくは法第30条第2項の消費者が知事に対して行う報告は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める報告書によるものとする。

- (1) 製造業者 火薬類製造報告書(第15号様式)
- (2) 販売業者 火薬類販売報告書(第16号様式)
- (3) 火薬庫の所有者又は占有者 火薬庫出納報告書(第17号様式)
- (4) 法第30条第2項の消費者 火薬類消費(取扱所)報告書(第18号様式)

追加〔平成21年規則31号〕

(事故届)

第14条 製造業者、販売業者、消費者その他火薬類を取扱う者は、その所有し、又は占有する火薬類について災害が発生したときは、遅滞なく、法第46条第2項に規定する事項を知事に報告しなければならない。

一部改正〔平成21年規則31号〕

(申請書等の提出部数)

第15条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類の部数は、許可等の申請に係るものにあつては3部、その他のものにあつては1部とする。

一部改正〔平成21年規則31号〕

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

- 2 沖縄県火薬類取締法施行細則（昭和47年沖縄県規則第11号）は廃止する。
- 3 この規則の施行前になされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成21年3月31日規則第31号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

第1号様式

（第2条関係）

一部改正〔平成21年規則31号〕

第2号様式

（第3条関係）

一部改正〔平成21年規則31号〕

第3号様式

（第4条関係）

追加〔平成21年規則31号〕

第4号様式

（第5条関係）

一部改正〔平成21年規則31号〕

第5号様式

（第5条関係）

一部改正〔平成21年規則31号〕

第6号様式

（第5条関係）

一部改正〔平成21年規則31号〕

第7号様式

（第6条関係）

一部改正〔平成21年規則31号〕

第8号様式

（第7条関係）

一部改正〔平成21年規則31号〕

第9号様式

（第8条関係）

一部改正〔平成21年規則31号〕

第10号様式

（第9条関係）

一部改正〔平成21年規則31号〕

第11号様式

（第10条関係）

一部改正〔平成21年規則31号〕

第12号様式

（第11条関係）

一部改正〔平成21年規則31号〕

第13号様式

（第11条関係）

一部改正〔平成21年規則31号〕

第14号様式

（第12条関係）

一部改正〔平成21年規則31号〕

第15号様式

（第13条関係）

一部改正〔平成21年規則31号〕

第16号様式

(第13条関係)

一部改正〔平成21年規則31号〕

第17号様式

(第13条関係)

一部改正〔平成21年規則31号〕

第18号様式

(第13条関係)

一部改正〔平成21年規則31号〕